

会員規程

一般社団法人熱意ある地方創生ベンチャー連合

2016年5月1日 制定

会員規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人熱意ある地方創生ベンチャー連合（以下「本連合」という。）定款第2章に基づき、会員制度について定める。

(会員種別)

第2条 本連合の会員の種別は、定款第7条に定めるとおり、一般会員及びサポート会員とする。

(入会手続)

第3条 本連合の会員になろうとする者は、定款第8条に定めるとおり、本連合所定の入会申込方法により代表理事に入会申込を行い、代表理事の承認を受けなければならない。一般会員の入会日は、最初の年会費の振替日とし、サポート会員の入会日は、代表理事の承認を受けた日とする。

(会費)

第4条 年会費の額は、年 15 万円とし、中小企業基本法に定められた基準以上の社員数及び資本金を持つ大企業については年 30 万円とする。なお、サポート会員については年会費を免除する。ただし、2025 年 3 月 31 日時点で入会済みの会員及び代表理事が別に定める場合は上記の限りではない。

2 年会費の対象期間は、翌年の振替日にあたる日の前日までとする。

(会員資格の有効期間・更新)

第5条 会員が獲得する会員資格の有効期間は、納入した年会費の対象期間と同様とする。

2 会員資格は原則として自動更新するものとし、次年度への会員資格の継続を希望しない会員は、年会費の振替日の1か月前までに退会届を提出するものとする。

3 会員資格を更新する者は、入会月と同月の振替日に次年度にかかる年会費を納入しなければならない。

(臨時会費)

第6条 本連合は、その運営に必要があるときは、社員総会の決議によって、臨時会費を徴収することができる。

(任意退会)

第7条 退会を希望する会員は、定款第10条に定めるとおり、本連合所定の退会届を代表理事に提出することにより、いつでも任意に退会することができる。ただし、やむを得ない事由がある場合を除き、1か月以上前に退会届を提出しなければならない。

(除名)

第8条 会員が次のいずれかに該当するに至った場合は、定款第11条に定めるとおり、総社員の半数以上であって、かつ総社員の議決権の3分の2以上の特別決議（以下「特別決議」という。）により、会員を除名する。ただし、この場合、当該会員に対し、議決の前に弁明の機会が与えられるものとする。

1. 定款に違反した場合

2. 本連合の名誉を傷つけ、又は本連合の目的に反する行為をした場合
3. その他、除名すべき正当な事由がある場合

(会員資格の喪失)

第9条 前2条によるほか、次のいずれかに該当するに至った場合は、会員はその資格を喪失する。

1. 会費の支払義務を半年以上履行しなかった場合
 2. 総社員の同意があった場合
 3. 会員である法人が解散した場合、又は会員である個人が死亡し若しくは失踪宣告を受けた場合
 4. 会員につき、破産手続開始、民事再生手続開始又は会社更生手続開始の申立等があった場合
- 2 会員が資格を喪失したときは、本連合に対する権利を失い、義務を免れる。幹事会員については、一般社団・財団法人法に規定する社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

(会費等の返還)

第10条 本連合は、会員資格を喪失した者に対し、既に納入された会費等を返還しないものとする。

(再入会)

第11条 会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合、本規程第3条に定める入会申込を行い、代表理事の承認を受けるとともに、本規程第3条に定める入会金を改めて納入するものとする。

附則

1. 本規程は、2016年2月1日より施行する。
2. 本規程の改廃は、代表理事の承認をもって行う。
3. 本規程の変更は、2020年5月1日より施行する。
4. 本規定の変更は、2021年3月1日より施行する。
5. 本規定の変更は、2022年3月3日より施行する。
6. 本規定の変更は、2025年4月1日より施行する。